

資料編

1 市内に適用される環境基準の概要

横浜市内に適用される環境基準（原則として 2026 年 4 月時点）の概要を整理しています。環境基準の正確な内容は、環境省の告示を確認してください。なお、原則として、市内に適用されない環境基準の類型については、掲載を省略しています。

(1) 大気環境分野

表 5-1 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価方法
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	長期的評価
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	長期的評価
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
二酸化窒素（NO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	98%値評価
光化学オキシダント（O _x ）	オゾンとして、8 時間値が 0.07 ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04 ppm 以下であること。	99%値評価及び年平均値の評価の併用
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。	年平均値の評価及び 98%値評価の併用

- ※1 二酸化窒素について、横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04 ppm）を環境目標値としています。
- ※2 長期的評価は、年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、不適合と評価します。
- ※3 98%値評価は、年間の 1 日平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 98%に相当するもの（1 日平均値の年間 98%値）を環境基準と比較して評価します。
- ※4 99%値評価は、年間の 8 時間値を小さいものから順に並べ、低い方から 99%に相当するもの（8 時間値の年間 99%値）を環境基準と比較して評価します。
- ※5 光化学オキシダントの評価は、8 時間値の年間 99%値が短期基準である 0.07 ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が長期基準である 0.04 ppm 以下である場合に、適合と評価します。
- ※6 微小粒子状物質の評価は、1 年平均値が長期基準である 15 µg/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98%値が短期基準である 35 µg/m³ 以下である場合に、適合と評価します。
- ※7 微小粒子状物質の環境基準は、「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン（環境省、令和 8-12 年度）」で見直される予定です。

表 5-2 有害大気汚染物質に係る環境基準

項目	環境基準
ベンゼン	0.003 mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	0.13 mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	0.2 mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	0.15 mg/m ³ 以下

※1 年平均値で評価します。

表 5-3 ダイオキシン類の環境基準（大気）

項目	環境基準
ダイオキシン類（大気）	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下

※1 年平均値で評価します。

※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算していることを表しています。

(2) 水環境分野

表 5-4 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用されません。

表 5-5 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 ア）

類型	水素イオン濃度指数 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

- ※1 日間平均値で評価します。ただし、BOD は 75%水質値で、大腸菌数は 90%水質値で評価します。75%水質値は、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 75%に相当する値をいいます。同様に、90%水質値は、年間の日間平均値の低い方から 90%に相当する値です。なお、市内の河川には、大腸菌数に係る環境基準点は設定されていません。
- ※2 大腸菌数は、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数から算出する値（単位 CFU/100mL）で評価します。CFU はコロニー形成単位（Colony Forming Unit）の意味です。

表 5-6 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 イ）

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物B	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

- ※1 年間平均値で評価します。

表 5-7 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 ア）

類型	水素イオン濃度指数 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
B	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

- ※1 日間平均値で評価します。ただし、COD は 75%水質値で、大腸菌数は 90%水質値で評価します。75%水質値は、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 75%に相当する値をいいます。同様に、90%水質値は、年間の日間平均値の低い方から 90%に相当する値です。なお、市内の海域は B 類型又は C 類型のため、大腸菌数に係る環境基準は設定されていません。

表 5-8 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 イ）

類型	全窒素	全りん
Ⅲ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

- ※1 年間平均値で評価します。

表 5-9 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 ウ）

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

- ※1 年間平均値で評価します。

表 5-10 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 エ）

類型	底層溶存酸素量
生物 1	4.0 mg/L 以上
生物 2	3.0 mg/L 以上

- ※1 日間平均値で評価します。なお、市内の海域については、環境基準の類型が指定されていますが、評価を行うための地点（環境基準点）は設定されていません。環境基準点の設定に向けた検討が進められています。

表 5-11 ダイオキシン類の環境基準（水質、水底の底質）

項目	環境基準
ダイオキシン類（水質（水底の底質を除く。））	1 pg-TEQ/L 以下
ダイオキシン類（水底の底質）	150 pg-TEQ/g 以下

※1 水質（水底の底質を除く。）は、年間平均値で評価します。

※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算していることを表しています。

(3) 地盤環境分野

表 5-12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 地下水中のダイオキシン類は、ダイオキシン類の環境基準のうち、水質（水質の底質を除く。）の基準値である 1 pg-TEQ/L により評価します。

表 5-13 ダイオキシン類の環境基準（土壌）

項目	環境基準
ダイオキシン類（土壌）	1,000 pg-TEQ/g 以下

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算していることを表しています。

表 5-14 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
ヒ素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名 塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

※1 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいいます。

(4) 音環境分野

表 5-15 騒音に係る環境基準

地域の類型	①幹線道路		②道路に面する地域 (①を除く)		③一般環境 (①②を除く)	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A地域（専ら住居の用に供される地域）	70 dB 以下	65 dB 以下	60 dB 以下	55 dB 以下	55 dB 以下	45 dB 以下
B地域（主として住居の用に供される地域）			65 dB 以下	60 dB 以下		
C地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の 用に供される地域）				60 dB 以下	50 dB 以下	

- ※1 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。市内は、次のとおり指定されています。
A地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- ※2 幹線道路の基準は、道路に面する地域のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用されます。幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいいます。
- ※3 道路に面する地域とは、A地域及びB地域では「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」を、C地域では「車線を有する道路に面する地域」をいいます。
- ※4 昼間は午前6時から午後10時までの間、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの間です。また、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル L_{Aeq} によって評価します。

表 5-16 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	都市計画法による用途地域	騒音の環境基準
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、用途地域の定めのない地域	70 dB 以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 dB 以下

- ※1 新幹線鉄道（一部区間を除く。）の本線の線路の中心線から一定距離の範囲内の地域であって、「地域の類型」が当てはめられた地域について、環境基準が適用されます。
- ※2 神奈川県内（横浜市内含む。）の用途地域に適用される類型を掲載しています。
- ※3 新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを測定し、上位半数のものをパワー平均して評価します。

■ 航空機騒音に係る環境基準

横浜市内の地域について、航空機騒音に係る環境基準の類型は指定されていません。

2 水環境目標（抜粋）

横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）では、横浜の水環境の目指すべき目安として、水環境目標を定めています。この目標は、水域ごとに定める「達成目標・補助目標」と市内全水域に定める「全水域の一律達成目標」で構成されています。ここでは、達成目標を抜粋して掲載しています。

（1）達成目標（河川）

表 5-17 水環境目標（河川の達成目標）

水域区分		生物指標による水質評価	生物化学的 酸素要求量（BOD）	ふん便性 大腸菌群数
I	A	「源流・上流域」の“大変きれい”	3 mg/L 以下	1,000 個/100 mL 以下
	B	   アブラハヤ ホトケドジョウ サワガニ		
II	A	「中流～下流域」の“大変きれい”   シマドジョウ ヘビトンボ	5 mg/L 以下	—
	B	「中流～下流域」の“きれい”		
	C	   ウグイ アユ シロハラコカゲロウ		
III		「感潮域」の“きれい”    ビリンゴ クサフグ オサガニ	3 mg/L 以下	

※1 水域区分の対応は、Iを「源流～上流域」、IIを「中流～下流域」、IIIを「感潮域」としています。

(2) 達成目標（海域）

表 5-18 水環境目標（海域の達成目標）

水域区分	生物指標による水質評価	化学的酸素要求量 (COD)	窒素・リン	ふん便性 大腸菌群数
I	「内湾」の“きれい” 「干潟」の“きれい”  シロギス  クサフグ	2 mg/L 以下	T-N 0.3 mg/L 以下 T-P 0.03 mg/L 以下	100 個/100 mL 以下
II	「干潟」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  ビリンゴ  ミミズハゼ	3 mg/L 以下	T-N 0.6 mg/L 以下 T-P 0.05 mg/L 以下	—
III	「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  ヨロイイソギンチャク  クサフグ		T-N 1.0 mg/L 以下 T-P 0.09 mg/L 以下	—
IV	「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい”  シロギス  マアジ	2 mg/L 以下	T-N 0.3 mg/L 以下 T-P 0.03 mg/L 以下	—

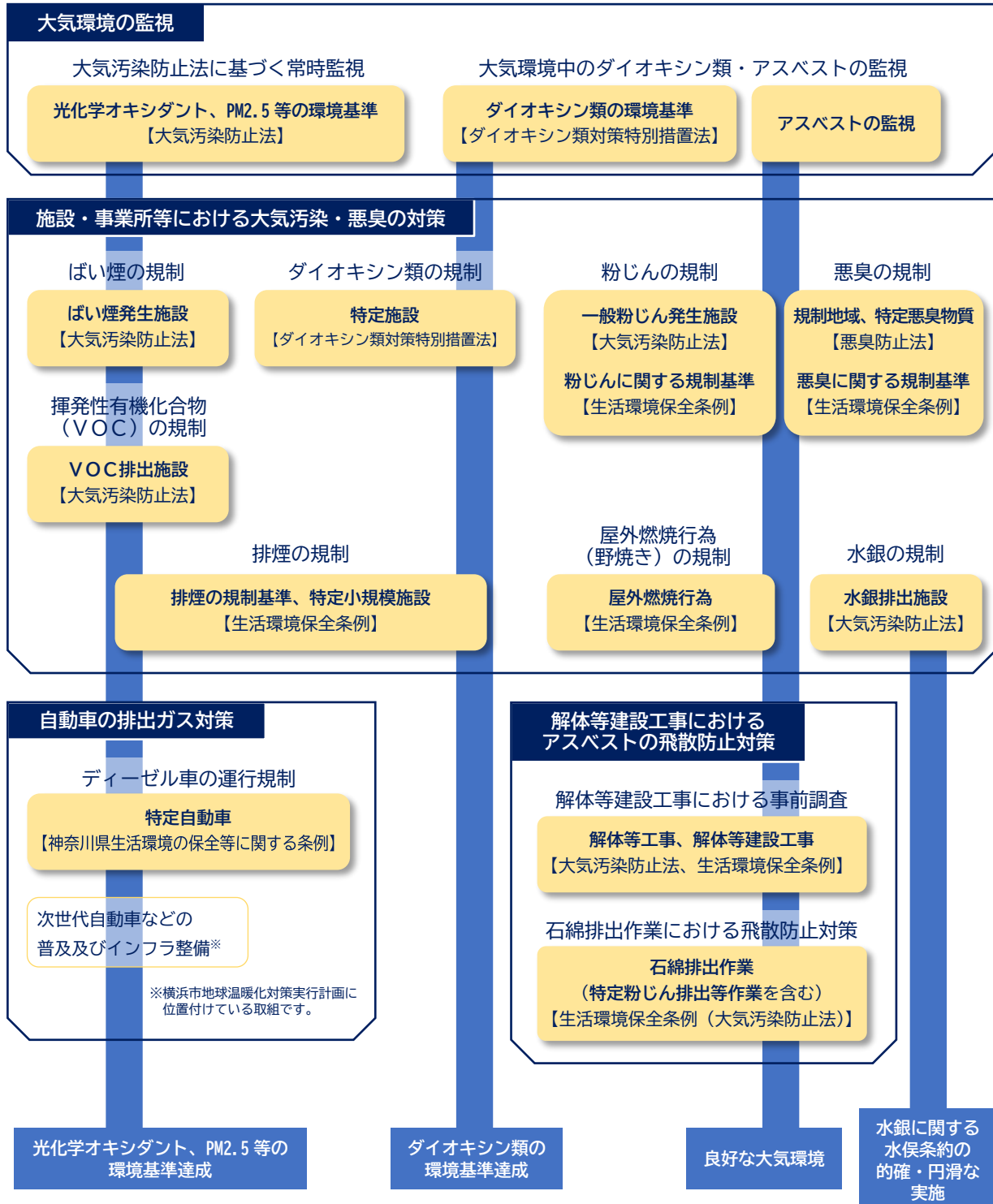
※1 水域区分の対応は、Iを「砂浜域」、IIを「干潟域」、IIIを「港湾域」、IVを「その他の沿岸域」としています。

(3) 全水域の一律達成目標

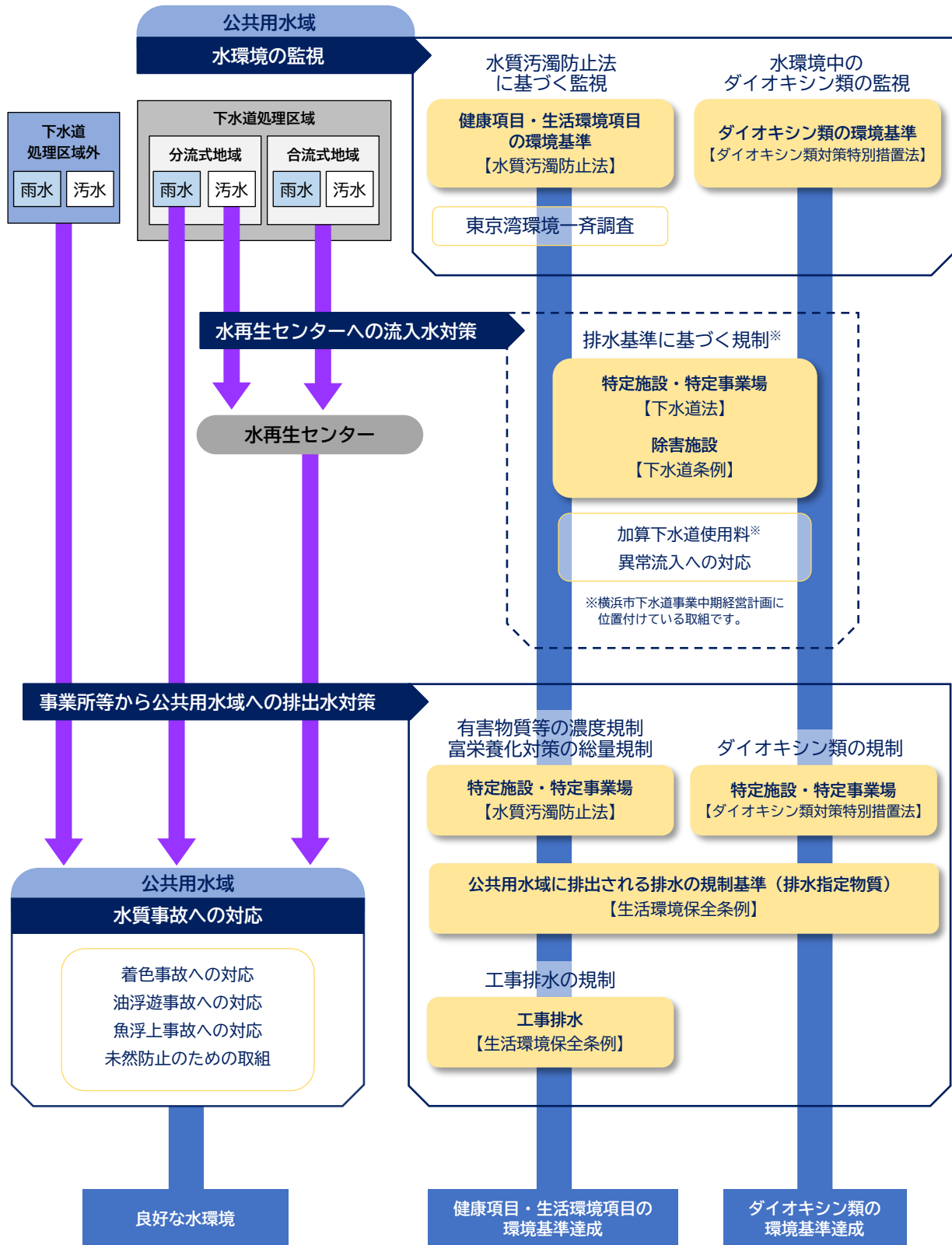
市内の全水域で一律に達成すべき目標として、環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（最新のもの）のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準（水環境目標の達成目標に定める項目を除く）」が設定されています。

3 環境法令等に基づく監視・規制制度の概略

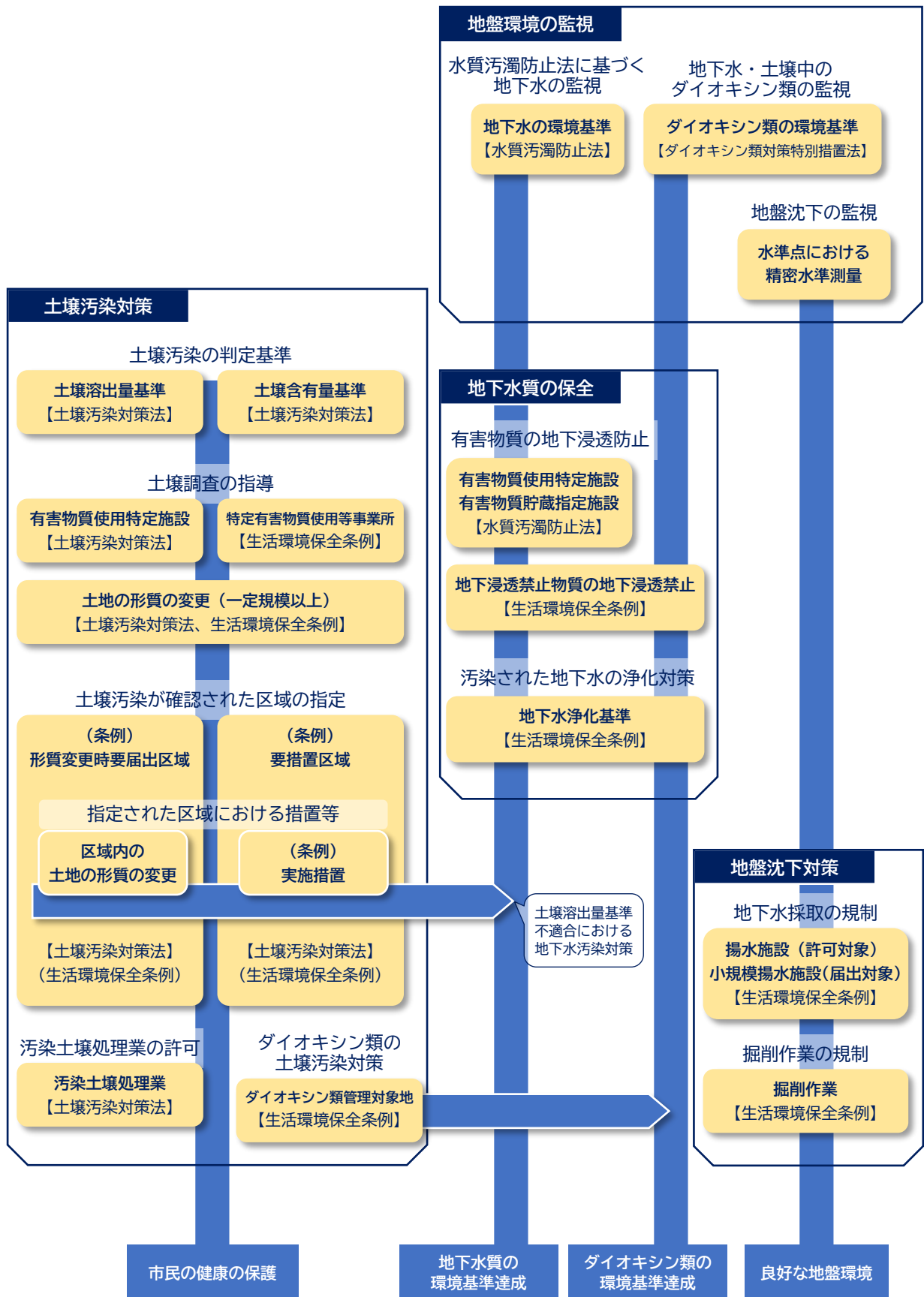
(1) 大気環境分野



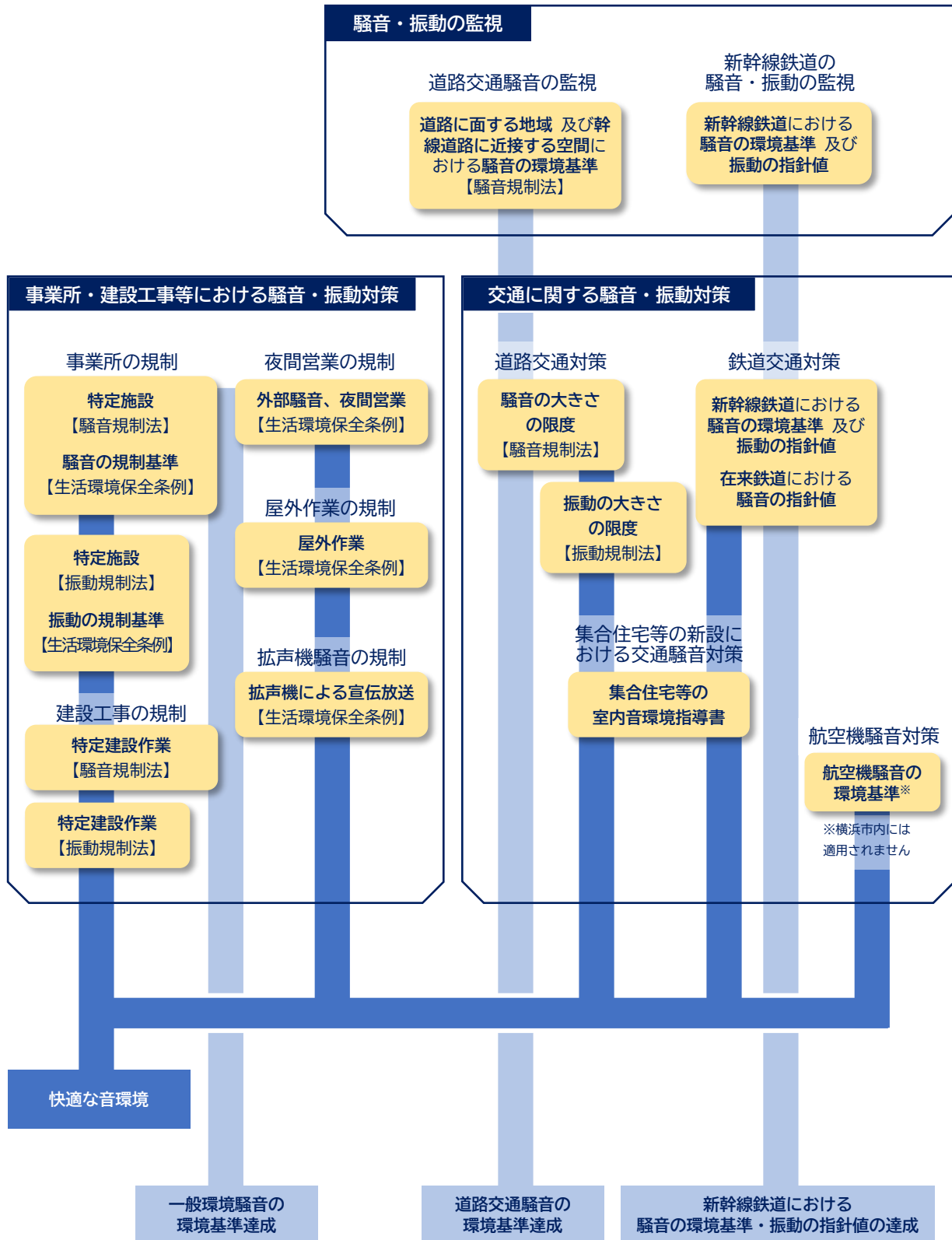
(2) 水環境分野



(3) 地盤環境分野



(4) 音環境分野



4 ガイドラインに基づく取組の成果

本プランの前身であるガイドラインでは、生活環境の各分野ごとに達成目安を設けて進捗管理していました。2024年度の達成状況は下表のとおりです。

表 5-19 達成目安の状況（2024 年度実績及びガイドライン策定時（2018 年度）との比較）

達成の目安となる環境の状況	2024 年度の達成状況				2018 年度との比較
環境基準や水環境目標（水域ごとに横浜市が独自に定めた水環境の目指すべき目安）の達成率※ ¹ の向上及び継続的な達成	大気環境	大気汚染物質	二酸化窒素※ ² 等 5 項目	100%	↗
			光化学オキシダント※ ³	0 %	➡
		有害大気汚染物質	ベンゼン等 4 項目	100%	➡
	水環境	河川	生物化学的酸素要求量(BOD)	環境基準 90% 水環境目標 87%	↘
			pH 等 6 項目(生活環境項目)	環境基準 99～100%	↗
			総水銀等 27 項目(健康項目)	環境基準 100%	➡
			ふん便性大腸菌群数	水環境目標 24%	↘
		海域	化学的酸素要求量(COD)	環境基準 71% 水環境目標 13%	↗
			全窒素	環境基準 86% 水環境目標 38%	➡
			全りん	環境基準 43% 水環境目標 13%	↘
			pH 等 6 項目(生活環境項目)	環境基準 87～100%	↘
			総水銀等 25 項目(健康項目)	環境基準 100%	➡
			ふん便性大腸菌群数	水環境目標 50%※ ⁴	➡
		地盤環境	地下水	総水銀等 28 項目(概況調査)	96～100%
音環境	騒音	道路交通騒音(面的評価)	88%	↘	
		新幹線鉄道騒音	33%	↘	
ダイオキシン類	大気・水質・水底の底質・土壌の 4 区分			100%	➡
光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする	・ 8 回発令				↘
生物指標による水質評価の目標達成率を 100% にする	・ 達成率 93.7%（河川 92.1%(2022-2023 調査)、海域 100%(2020-2021 調査)）				↘
土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている	・ 適正な規制・指導を実施				➡
地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない	・ 適正な規制・指導を実施 ・ 最大沈下量 7.7mm（精密水準測量）。地盤沈下に係る被害報告なし				➡
市民の生活環境に関する満足度の向上	・ 大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている ：80.6%※ ⁵				↗
生活環境の保全につながる環境行動の推進	・ 近隣への悪臭、騒音などに配慮する ：95.7%※ ⁶ ・ 排水口に油（揚げ油やお皿についた油など）を流さない ：89.8%※ ⁶				↗

※1 「達成地点数/測定地点数」の考え方で達成率を計算しています（端数は四捨五入。評価手法により一部項目は検体数ベースで計算）。

※2 二酸化窒素は横浜市の環境目標値（環境基準の下限值である1時間値の日平均値0.04ppm）により評価しています。

※3 光化学オキシダントは旧環境基準（1時間値が0.06ppm以下）により評価しています（2026年4月1日に施行された新たな環境基準は2026年度の測定値から適用されるため）。

※4 海域のふん便性大腸菌群数は3年に1回の測定頻度のため、2023年度の結果を記載しています。

※5 「2025年度環境に関する市民意識調査」における身のまわりの環境に関する設問において「そう思う」「少しそう思う」と回答した市民の割合の合計です。

※6 「2025年度環境に関する市民意識調査」における環境行動の実践状況に関する設問において「している」「たまにしている」と回答した市民の割合の合計です。